

扶桑町議会議案第 35 号

扶桑町税条例の一部を改正する条例について

扶桑町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 4 月 24 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町税条例の一部を改正する条例

扶桑町税条例（昭和38年扶桑町条例第2号）の一部を次のように改正する。
第20条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第21条の見出し中「又は納入する」を「、又は納入する」に改め、同条中「、第74条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第74条の6第1項の申告書、」を削る。

第73条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第73条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第74条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第74条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第74条の3から第74条の8までを削る。

第74条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第74条の3とする。

第75条（見出しを含む。）及び第76条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条の2を削る。

第77条を削る。

第76条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第77条とする。

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「については施行規則第33号の4の2様式」を「あつては施行規則第33号の4様式」に改める。

第79条の見出し、第80条（見出しを含む。）並びに第81条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に

改める。

第 8 2 条第 2 項中「第 7 3 条第 3 項ただし書」を「第 7 3 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 3 項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 8 項中「き損」を「毀損」に、「ま滅」を「摩滅」に改める。

第 8 3 条第 1 項中「第 7 4 条の 9」を「第 7 4 条の 3」に改める。

附則第 1 5 条の 2 から第 1 5 条の 6 までを削る。

附則第 1 6 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 1 6 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の扶桑町税条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の扶桑町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の適用の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(扶桑町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 扶桑町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年扶桑町条例第 1 0

号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

扶桑町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(納税証明事項)</p> <p>第20条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第51条の7、第61条、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項又は第125条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第20条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第51条の7、第61条、<u>第74条の6第1項</u>、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項又は第125条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は</p>

新	旧
<p>場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第74条の6第1項の申告書、</u>第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第74条の6第1項の申告書、</u>第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>

新	旧
<p>(4)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p><u>第73条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p>	<p>(4)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p><u>第73条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、<u>その使用者に課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p>
<p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p><u>第74条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	<p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p><u>第74条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者と</u></p>

新	旧
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p><u>みなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課す</u></p>

新	旧
	<p><u>る。</u></p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第74条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第74条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第74条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p>

新	旧
	<p><u>第74条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p> <p><u>第74条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p>

新	旧
<p>(<u>軽自動車税の課税免除</u>)</p> <p><u>第74条の3</u> 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の賦課期日及び納期</u>)</p> <p>第76条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>	<p>(<u>環境性能割の減免</u>)</p> <p><u>第74条の8</u> 町長は、<u>公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第81条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)</u>のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(<u>種別割の課税免除</u>)</p> <p><u>第74条の9</u> 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(<u>種別割の税率</u>)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割の賦課期日及び納期</u>)</p> <p>第76条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p><u>第76条の2</u> <u>削除</u></p>

新	旧
<p>(<u>軽自動車税の徴収の方法</u>)</p> <p><u>第77条</u> 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>(<u>種別割の徴収の方法</u>)</p> <p><u>第76条の3</u> 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p><u>第77条</u> 削除</p>
<p>(<u>軽自動車税に関する申告又は報告</u>)</p> <p><u>第78条</u> 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用</p>	<p>(<u>種別割に関する申告又は報告</u>)</p> <p><u>第78条</u> <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は</p>

新	旧
<p>者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者に<u>あつては施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告に関する過料)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第80条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び</p>	<p>使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者に<u>つては施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告に関する過料)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第80条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の</p>

新	旧
<p>次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第81条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定</p>	<p>各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第81条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定</p>

新	旧
<p>臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
3 (略)	3 (略)
4 第1項第2号の規定によって <u>軽自</u>	4 第1項第2号の規定によって <u>種別</u>

新	旧
<p>動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第82条 （略）</p> <p>2 法第445条若しくは第74条の2又は<u>第73条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは</p>	<p>割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第82条 （略）</p> <p>2 法第445条若しくは第74条の2又は<u>第73条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第74</p>

新	旧
<p>第74条の2又は第73条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p>	<p>条の2又は第73条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p>
<p>3 町長は、前2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、<u>併せて</u>、その旨を記載した証明書を交付するものとする。</p>	<p>3 町長は、前2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、<u>あわせて</u>、その旨を記載した証明書を交付するものとする。</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>毀損</u>し、若しくは亡失し、又は<u>摩滅</u>したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識</p>	<p>8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>き損</u>し、若しくは亡失し、又は<u>ま滅</u>したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識</p>

新	旧
<p>の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。</p>	<p>のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識)</p>	<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識)</p>
<p>第83条 原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造業者又は販売業者で、<u>第74条の3</u>の原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗し、又は試乗させる場合は、その原動機付自転車又は小型特殊自動車に試乗標識を付けなければならない。</p>	<p>第83条 原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造業者又は販売業者で、<u>第74条の9</u>の原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗し、又は試乗させる場合は、その原動機付自転車又は小型特殊自動車に試乗標識を付けなければならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p>
<p></p>	<p><u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、</u></p>
<p></p>	<p><u>自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p>
<p></p>	<p><u>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</u></p>
<p></p>	<p><u>が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1</u></p>

新	旧
	<p> <u>項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> </p> <p> <u>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第74条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29</u> </p>

新	旧
	<p><u>条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第15条の3 町長は、当分の間、第74条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(1) 天災その他特別の事情により滅失又は破損した三輪以上の軽自動車に代わるものと認められる三輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p><u>(2) 取得した三輪以上の軽自動車</u>が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は破損した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得</p> <p><u>(3) 身体障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）又は精神障</u></p>

新	旧
	<p> <u>害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者で規則に定めるもの（以下「精神障害者等」という。）が、自ら運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるもの（以下「重度身体障害者」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者等と生計を一にする者が当該三輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。）における当該三輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(5) 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得</u> </p>

新	旧
	<p><u>(6) 構造上身体障害者の利用に供するためのも</u> <u>のと認められる三輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p><u>(7) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた三輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p><u>2 町長は、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の三輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する三輪以上の軽自動車を取得した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u></p> <p><u>第15条の4 第74条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u></p> <p><u>第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u></p>

新	旧									
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>（次項及び第3項において「初回車両番号指定」とい</p>	<p>(<u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</u>)</p> <p>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第74条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="815 685 1385 1149"> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 685 975 840">第1号</td> <td data-bbox="975 685 1157 840">100分の1</td> <td data-bbox="1157 685 1385 840">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 840 975 994">第2号</td> <td data-bbox="975 840 1157 994">100分の2</td> <td data-bbox="1157 840 1385 994">100分の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 994 975 1149">第3号</td> <td data-bbox="975 994 1157 1149">100分の3</td> <td data-bbox="1157 994 1385 1149">100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第74条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(<u>軽自動車税の種別割の税率の特例</u>)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定</u>（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受け</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

新	旧
<p>う。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>た月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）</p>

新	旧
<p>る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分の軽自動車税</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p>	<p>(営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p><u>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の)</p>

新	旧
<p>第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第80条及び第81条の規定を除く。）</p>	<p>特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第80条及び第81条</p>

新	旧
<p>を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

扶桑町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表（附則第3条関係）

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る扶桑町税条例第75条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る扶桑町税条例第75条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div>